

(6) 要領8編3.3

SEEMPは船員の作業言語又は船員が理解できる

言語で作成する旨規定した。

59. 海洋汚染防止のための構造及び設備規則関連検査要領における改正点の解説 (船上焼却炉)

1. はじめに

2014年2月26日付一部改正により改正されている海洋汚染防止のための構造及び設備規則関連検査要領中、船上焼却炉に関する事項についてその内容を解説する。なお、本改正は、2014年2月26日から適用されている。

2. 改正の背景

- (1) MARPOL条約附属書VI第16.6.1規則において船上焼却炉は、決議MEPC.76(40)に定められる仕様基準に適合し、承認を受ける必要がある旨規定されている。当該基準の適用対象となる焼却炉の最大容量は1,500kWに制限されているが、船上での焼却処理物の量の多い大型船舶等においては、容量1,500kW以下の焼却炉では焼却能力の不足により問題が生じる場合があることから、IMOにおいて当該制限について見直しが行われてきた。その結果、2012年10月に開催されたIMO第64回海洋環境保護委員会(MEPC64)において、決議MEPC.76(40)の適用対象となる焼却炉の最大容量を4,000kWまで拡大することが承認され、MEPC.1/Circ.793として回章されている。
- このため、船上焼却炉の承認基準としてMEPC.1/Circ.793の規定を取入れた。

- (2) MARPOL条約附属書VI第16.9規則により、連続投入型船上焼却炉においては、未燃焼の排ガスによる大気汚染を避けるため、燃焼室のガス出口温度が850℃を下回る状態での廃棄物の投入が禁じられている。しかしながら、同装置で処理される固形廃棄物でないスラッジ油については、燃焼室の温度が500℃を超える状態であれば完全燃焼が可能であると考えられることから、2012年10月に開催されたMEPC64において、当該油にあっては、焼却炉の燃焼室温度が500℃を超えた段階において投入が認められる旨の統一解釈が承認され、MEPC.1/Circ.795として回章されている。
- このため、MEPC.1/Circ.795に基づき関連規定を改めた。

3. 改正の内容

改正点は以下のとおりとなっている。

- (1) 要領8編2.4-3.において、船上焼却炉の承認基準としてMEPC.1/Circ.793を追加し、船上焼却炉は当該基準に適合しなければならない旨規定した。
- (2) 要領8編2.4-4.において、連続投入型焼却炉の使用に関し、運航中に発生したスラッジ油については、燃焼室温度が500℃を超えた状態での投入が認められる旨改めた。

60. 安全設備規則及び関連検査要領における改正点の解説 (自由降下進水式救命艇の離脱装置の作動試験)

1. はじめに

2013年5月30日付一部改正により改正されている安全設備規則及び関連検査要領(日本籍船舶用)中、自由降下進水式救命艇の離脱装置の作動試験に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2013年5月30日以降に申込みのある定期検査に適用されている。

2. 改正の背景

SOLAS条約第III章第20.11.2.3規則では、定期検査時における離脱装置の開放点検後の救命艇、救助艇及び自由降下式救命艇の離脱装置の作動試験として、満載状態にある艇の全質量の1.1倍の負荷を掛けた作動試験が要求されている。

しかしながら、自由降下式救命艇にあっては、実際の進水試験時の乗組員の安全性が危惧されている